（ギニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をギニア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年九月二十日にコナクリで

ギニア共和国
経済・財政担当国務大臣　ケルファラ・ヤンサネ

ギニア共和国駐在
日本国特命全権大使　中野直継閣下

**○農林水産省告示第二千五百六十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡葛巻町葛巻第五八地割字星野二〇三（次の図に示す部分に限る。）、二〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千五百六十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市砂子沢第二地割六五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千五百六十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　山形県寒河江市大字田代字板山沢六八三の乙、一一九四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び寒河江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千五百七十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字差首鍋字東内山一九七三の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千五百七十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町境字大や下五六〇の一、五六三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千五百七十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　福井県越前市大塩町五四字六良谷四、六四字船ケ谷二二から三三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大塩町五四字六良谷四、六四字船ケ谷二二、三三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千五百七十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　福井県大野市角野五七字大平一の一四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

五七字大平一の一四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。